個人情報適性管理規程

事業所　協同組合ＧＳＨ

1　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、総務課の職員とする。個人情報取扱責任者は、理事　張　月波とする。

2　監理責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。

3　取扱者は、個人情報に関して、当該情報の係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等の客観的事実に基づく情報を開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下に同じ。）の請求があったときは、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

4　技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、監理責任者　張　月波とする。